

南三陸地域イヌワシ生息環境再生プロジェクト協議会 規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、南三陸地域イヌワシ生息環境再生プロジェクト協議会と称する。

(目的)

第2条 本会は、南三陸地域の多様で豊かな山の自然のシンボリック的存在にも関わらず、絶滅が危惧されるイヌワシの生息環境の再生につながる、持続可能で生物多様性豊かな山林業を振興することにより、イヌワシの絶滅回避を図るとともに、人の暮らしと自然の営みが調和する新たな価値観による地域づくりを進めることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 南三陸地域におけるイヌワシ生息環境再生と山林業の振興に向けた、山林業の実施主体相互による連携強化と情報共有
- (2) 南三陸地域におけるイヌワシ生息環境再生に向けた市民活動に関わる関係諸団体による連携強化と情報共有
- (3) イヌワシの保護増殖及び野生復帰に関わる関係諸団体との連携強化と情報共有
- (4) 上記各主体・団体間の連携強化、情報共有、検証及びフィードバック等の場としての会合の開催（年二回程度）
- (5) 情報発信のためのフォーラム等の開催（年一回程度）
- (6) その他、目的達成のために必要な活動

(事業運営組織)

第4条 本会の事業を円滑かつ適切に行うため、本会に総会、理事会及び事務局を置く。

2 総会、理事会及び事務局に関する事項は、本規約に別に定める。

(対象地域)

第5条 本会が対象とする南三陸地域とは、宮城県の北東部、太平洋と北上川に囲まれた気仙沼市、登米市、石巻市、女川町及び南三陸町内の地域とする。

第2章 会員等

(会員)

第6条 本会の会員は、会の趣旨に賛同する団体及び個人をもって構成し、別紙に掲げるとおりとする。

2 会員になろうとする者は、入会申込書（別記様式第1号）を事務局に提出し、承認を得るものとする。

3 会員は、退会届（別記様式第2号）を事務局に提出し、任意に退会することができる。

4 本会の信用を損なう行為をした者は、理事会の決定に基づき除名することができる。

(オブザーバー)

第7条 本会にオブザーバーを置くことができる。

- 2 オブザーバーは、会長の求めに応じて総会等に出席し、意見を述べることができる。
- 3 オブザーバーは、議決権を有しないものとする。

(アドバイザー)

第8条 本会に、学識経験者等のアドバイザーを置くことができる。

- 2 アドバイザーは、理事会の承認を得て会長が委嘱し、会長の求めに応じて総会等に出席し、意見及び助言を述べるができる。
- 3 アドバイザーが会議に出席するための旅費等は、必要に応じて本会が支出する。
- 4 アドバイザーは、議決権を有しないものとする。

第3章 役員等

(役員)

第9条 本会の役員として、理事及び監事を置く。

- 2 理事は5名以上、監事は2名以内とする。
- 3 理事のうち、1名を会長、2名以内を副会長とする。

(選任)

第10条 役員は、総会において会員の中から選任する。

- 2 会長及び副会長は理事の互選とする。

(職務)

第11条 会長は本会を代表し、その業務を総理する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、本規約の定め及び理事会の議決に基づき、本会の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 每事業年度終了後1ヶ月以内及び必要に応じて随時、理事の業務執行の状況を監査する。
 - (2) 每事業年度終了後1ヶ月以内、及び必要に応じて随時、本会の業務執行状況を監査する。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、業務又は資産に関し不正行為又は法令、若しくは規約に違反する重大な事実があることを発見した場合には、理事に意見を述べ、必要に応じて理事会の招集を請求する。
 - (4) 前号の報告をする為必要に応じて、総会の招集を請求する。

(任期)

第12条 役員任期は2年とする。但し、再任は妨げない。

(報酬等)

第13条 役員は、無報酬とする。

- 2 役員等が会務で出張した場合は、理事会の承認を得た上で、要した費用を弁償することができる。

第4章 総会

(総会)

第14条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- 2 会長は、毎年1回通常総会を招集するものとする。
- 3 会長は、必要に応じて臨時総会を招集するものとする。

(総会の機能)

第15条 総会は、次の事項について議決する。

- (1) 規約の変更
- (2) 事業計画及び事業予算とその変更
- (3) 事業報告及び収支決算
- (4) 役員を選任及び解任
- (5) 解散
- (6) その他、理事会により総会で議決すべきと判断したもの

(総会の成立)

第16条 総会は、会員の過半数の出席によって成立する。

- 2 やむを得ない事由のため総会に出席できない会員は、他の会員を代理人に指名し、表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決を委任した会員は、第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。

(総会の議長)

第17条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

(書面等による総会の開催)

第18条 会長は、必要があると認めるときは、総会の招集を行わず、書面その他の方法により会員の意見を求めることにより、総会の決議を変えることができる。

- 2 前項の規定は、理事会の承認を得るものとする。

第5章 理事会

(理事会)

第19条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長は、2名以上の理事から要請のあった場合は、理事会を招集しなければならない。

(理事会の機能)

第20条 理事会は、次の事項について議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他、総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(理事会の議長)

第21条 理事会の議長は、会長もしくは会長が指名した者とする。

(理事会の議決)

第22条 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決する。

2 可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(書面等による理事会の開催)

第23条 会長は、必要があると認めるときは、理事会の招集を行わず、書面その他の方法により理事の意見を求めることにより、理事会の議決に変えることができる。

第6章 事務局

(事務局)

第24条 本会の事務局を宮城県本吉郡南三陸町志津川字天王前205番地12に置く。

2 事務局の運営については、理事会の議決を経て会長が別に定める。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第25条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 助成金、補助金、協力金、寄付金等
- (2) その他の収入

(資産の管理)

第26条 本会の資産は事務局が管理し、管理方法は理事会の議決を経て会長が別に定めるものとする。

(事業計画及び収支予算)

第27条 本会の事業計画及び収支予算は会長が作成し、理事会の承認を経た上で、総会の議決を経なければならないものとする。

(事業報告及び収支決算)

第28条 本会の事業報告書、収支決算書等に関する書類は、毎事業年度終了後2ヶ月以内に会長が作成し、監事による監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上、剰余金が生じた際は、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第29条 本会の事業年度は、4月1日～翌年3月31日までとする。

第8章 解散

(解散)

第30条 本会の解散は、総会の議決によるものとする。

第9章 雑則

(雑則)

第31条 その他、本規約に定めのない事項については、理事会にて協議の上、総会に諮るものとする。

付則

- 1 本規約は、本会の設立日から施行する。
- 2 本会の設立日は、令和3年5月10日とする。
- 3 令和4年2月4日より、本改訂版を施行する。

以下余白